



NPO法人

# 食科協ニュースレター 第226号

## 目次

---

【食科協の活動状況】 2-3

2022年4月～2022年5月の主な活動(先月報告以降)

会員限定の先行募集 会場参加の募集をしています まだ空きがあります

---

【行政情報】 4-5

- 1 食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について
- 2 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの取扱いについて
- 3 令和4年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

NPO法人 食品保健科学情報交流協議会  
顧問 森田 邦雄

---

【とんでもない産地偽装～熊本県産あさり～】 5-8

NPO法人 食品保健科学情報交流協議会  
理事 笈川 和夫

令和 4年 5月 27日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麺連会館 2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail [NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp](mailto:NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp)

]

**【食科協の活動状況】****1. 2022年4月～2022年5月の主な活動**

- 4月28日 かわら版338号・かわら版ニュース&トピックス231号を発行。
- 5月02日 かわら版ニュース&トピックス232号を発行。
- 5月06日 かわら版339号・かわら版ニュース&トピックス233号を発行。
- 5月06日 総会資料・議決権行使書送付。
- 5月10日 かわら版ニュース&トピックス234号を発行。
- 5月11日 第2回常任理事会・運営委員会。
- 5月13日 かわら版340号・かわら版ニュース&トピックス235号を発行。
- 5月17日 かわら版ニュース&トピックス236号を発行。
- 5月20日 かわら版341号・かわら版ニュース&トピックス237号を発行。
- 5月24日 かわら版ニュース&トピックス238号を発行。
- 5月27日 かわら版342号・かわら版ニュース&トピックス239号を発行。
- 5月27日 総会・20周年記念講演会資料発送。
- 5月27日 ニュースレター226号発行。

**【2022年6月7日開催の総会についてのお知らせ】**

総会は**6月7日 ZOOM で開催**いたします

**15時から16時45分まで**

賛助会員・会員の**全員に ZOOM のアドレスを配信**いたします

**配信の予定は5月31日になります**

**届いたかどうかご確認ください**

なお、議決行使書・委任状の提出がまだの方はお出してください  
当日 ZOOM で参加される方は提出不要です

**【2022年6月17日開催の20周年記念式典についてのお知らせ】**

記念式典は**6月17日 ZOOM で開催**いたします

**11時から12時まで**

**6月10日に ZOOM のアドレスを一斉配信**いたします

記念講演とアドレスは同じです

**届いたかどうかご確認ください**

**NPO 法人食科協創立 20 周年記念式典実施要領**

2022年6月17日（金）午前11時から

於：一般財団法人日本科学技術連盟本部 セミナールーム E

司会進行 NPO 法人食科協創立 20 周年記念事業実行委員長

1 開会の辞

2 挨拶 NPO 法人食科協 理事長 馬場 良雄

3 創立 10 周年以降の活動状況の概要報告

NPO 法人食科協専務理事 渡邊 清孝

- 祝 辞 来賓：関係行政庁（食品安全委員会 委員長）  
 （厚生労働省 監視安全課長）  
 賛助会員代表（東京サラヤ株式会社 代表取締役社長）
- 4 感謝状授与 伊藤蓮太郎元専務理事（食科協創設メンバー）  
 全国製麺協同組合連合会  
 一般財団法人日本科学技術連盟
- 5 創立20周年にあたってのコミットメント発表
- 6 閉会の辞

## 【6月17日開催の20周年記念講演会についてのお知らせ】

ZOOM参加の場合の申し込みは不要です

**6月10日にZOOMのアドレスを一斉配信いたします**

**届いたかどうかご確認ください**

記念講演会は12時45分に開場いたします

13:00～17:10まで

会場での参加はまだ若干の余裕があります

## 食科協創立20周年記念講演会概要

### 1、テーマ

「食の安全に係るリスクコミュニケーションのあり方について（仮題）」  
 ～科学的根拠に基づく食の安全情報をどのように伝えるのか～

2、開催日時：2022年6月17日（金） 12:50～

3、開催場所：日科技連本部ビル セミナールームE

（住所：東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル4階）

4、開催方法：①会場における聴講参加（募集人員30名程度）

②Zoomによるライブ配信（特に定員は求めない）

5、講演会次第 午後12時30分開場 ライブ配信 12時50分から

12:50 開会挨拶：食科協理事長 馬場 良雄

13:00～14:00 基調講演：食品安全委員会 山本委員長

「食品安全委員会としてのリスクコミュニケーションを含むリスクアセスメントへの取り組み」

14:00～14:50日経BPメディアビジネス Nブランドスタジオ

シニア・エディター 中野 栄子氏

「メディアは食品安全情報をどのように伝えるのか」

14:50～15:00 （休憩）

15:00～15:50 NPO法人食の安全と安心を科学する会理事長 山崎 毅氏

「科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションへのあり方」

※講演の題目はあくまでも仮題です

15:50～16:00 （休憩）

16:00～17:10 講演者によるパネルディスカッション

\*それぞれの立場から講演内容の補足とリスクコミュニケーションに対する考え方の表明、事前に受けた質問への応答

座長・コーディネーター：森田 満樹（食科協）

17:10 閉会挨拶 食科協 専務理事 渡邊 清孝

記念講演会実施に際して、講演資料及び食科協のこれまでの歩みなどの活動状況をまとめたものをDVDにして5月27日会員にヤマトDM便で発送（届いていない方はおしらせください）

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会  
事務局より

## 【行政情報】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会  
顧問 森田 邦雄

### 1 食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について

4月20日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

標記については、「食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について」（平成30年3月29日付け薬生食監発0329第1号。以下「平成30年通知」という。）にて、営業者に対して、営業の禁停止処分等の不利益処分を行う場合には、当該処分を通知する書面に、具体的事実関係と適用する法条の適用関係が明らかになるよう記載することが必要であるとお示したところです。

今般、行政手続法（以下「行手法」という。）第12条の規定に基づく処分基準（以下「処分基準」という。）を設定・公開する自治体において、食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業停止処分（条番号は当該処分時点のもの）をする際、当該処分の理由を通知する書面に、処分基準の適用関係を示さなかったことから、当該処分に対する行政不服審査法第2条の規定に基づく審査請求の裁決にて、行手法第14条第1項本文の要求する理由の提示として不十分であると指摘された例が見られました。

行手法第14条第1項本文に基づいて、どの程度の理由を提示すべきかは、平成30年通知記1に示す同項本文の趣旨に照らし、①当該処分の根拠法令の規定内容、②当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、③当該処分の性質及び内容、④当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであること。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220421I0010.pdf>

### 2 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの取扱いについて

4月22日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品基準審査課長及び食品監視安全課長連名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランについては、令和元年10月21日付け薬生食基発1021第1号・薬生食監発1021第1号「類又は誘導体として指定されている18項目の香料に関するリストについて」において、ケトン類に該当する物質として掲載されている。

この度、国立医薬品食品衛生研究所等において実施された3-アセチル-2, 5-ジメチルフランに関する一般毒性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果等について、同研究所等に所属する安全性生物試験研究の専門家に意見を求めたところ、3-アセチル-2, 5-ジメチルフランについては、食品の着香の目的で使用する場合、人における発がんの懸念は高くはないと考えられるものの、遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされた。

このため、令和5年1月1日以降、添加物としての3-アセチル-2, 5-ジメチルフラン並びにこれを含む製剤及び食品は、販売又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用、貯蔵若しくは陳列を自粛するよう指導されたいこと。ただし、令和4年12月31日までに製造、輸入等された食品の販売にあっては、この限りではない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000932544.pdf>

### 3 令和4年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

5月20日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その概要は次の通り。

食品衛生法第22条の規定に基づく食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）第3の6に基づき、夏期に多発する食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に標記取締りを行うこととしましたので、別添の実施要領（未公表）に基づき遺漏なく実施するようお願いいたします。

本実施要領は、夏期一斉取締りの実施に当たっての基本的事項のみを示しているため、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、適宜事項を追加して実施してください。（例年7月に実施）

また、監視指導の結果、汚染食品を発見した場合のほか、食中毒が発生した場合には、流通経路の遡り調査を徹底して行い、汚染源を排除するための適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対して速やかに情報提供するようお願いいたします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941198.pdf>

### 【とんでもない産地偽装～熊本県産あさり～】

NPO法人 食品保健科学情報交流協議会  
理事 笈川 和夫

## 元食品衛生監視員の視点 Vol.129

## とんでもない産地偽装 ～熊本県産あさり～

## はじめに

2月1日に農林水産省が国内流通あさりの産地表示に関する実態調査結果を公表した。昨年(2021年)秋に調査した結果で、国内広域小売店の79.2%が熊本県産あさりで、熊本県産の97%に「外国産が混入している可能性が高い」と判定した。全国内流通あさりの、とんでもなく高い77%が産地偽装であり、それも外国産であったことになる。熊本県産あさりの産地偽装にかかる昨年からの経過、熊本県の対策の概要、偽装原因等を述べる。



食品衛生コンサルタント  
荻川 和男  
(元神奈川県食品衛生監視員)

## 昨年からの経過

## ●令和3年12月8日 農林水産省発表

熊本県天草のG水産が、あさりの原産地について、中国産または福岡県産であるにも関わらず、熊本県産と事実と異なる表示をし、販売していたことを確認した。食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示をした。違反内容は、表1(不適正表示一覧表)のとおり。

販売期間が2月10日までとなっているのに、発表が12月8日なので、10ヵ月要している。これは本格的な調査のために、あえて遅らせたものと考えられる。

## ●令和4年1月25日 金子農水大臣記者会見

あさりの産地偽装に関して、昨年12月には、外国産あさりを熊本県産と偽り販売していた事業者に、食品表示法に基づく表示の是正や再発防止策の実施などの指示を行った。警察とも情報共有をしている。

## ●令和4年2月1日 農林水産省発表

「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果」で令和3年10月から12月末までの、全国の広域小売店(829店舗)におけるあさり推定販売量3,138トン、原産地別の販売割合は、熊本県産が2,485トンで79.2%を占め、北海道と四国の一部を除く都府県で販売されていた。しかし、令和2年の熊本県産の漁獲量21トンとは大きく違う。

科学的(DNA)分析調査結果(表2)で、熊本県産の97%が「外国産が混入している可能性が高い」と判定された。

あさはりに主に中国および韓国から輸入されており、令和2年においては、中国産が25,246トン、韓国産が10,124トン(計35,370トン)輸入されている。

この発表にかかる新聞記事(図 令和4年2月2日産経新聞)。

商品名：生鮮水産物あさり

No.	不適正表示の内容	販売期間	販売数量
1	原産地が中国産であるにも関わらず原産地を熊本県産と事実と異なる表示をして販売	少なくとも平成31年1月2日から2月10日までの間	611,320kg
2	原産地が福岡県産であるにも関わらず原産地を熊本県産と事実と異なる表示をして販売	少なくとも平成31年1月7日から2月10日までの間	19,010kg
合 計			630,330kg

表1 不適正表示一覧表

●令和4年2月1日 熊本県知事記者会見

- ①昭和52年の熊本県のあさり漁獲量は、全国で155,506トン、熊本県漁獲量65,732トンで全国シェア率40%であった。しかし、令和2年の漁獲量は21トンと大きく減少している。
- ②あさりの産地偽装は「熊本ブランド」への信頼を揺るがす危機的状況である。
- ③あさりの産地偽装の根絶に強い決意を持って取り組む。
  - ・県漁連は、2月8日から2ヵ月程度の出荷停止を決定した。
  - ・県産あさり緊急出荷停止宣言する。
  - ・熊本県産の天然活きあさりを確実に保証できる仕組みを構築できるまで、あさりの出荷を停止する。
- ④熊本生まれ、熊本育ちの純粋な熊本県産の活きあさは、2月11日以降、市場から姿を消すことになる。
- ⑤「産地偽装110番」の開設  
偽装されている疑いがあるあさりを見かけられた場合は、「産地偽装110番」に連絡をお願いします。

項目	北海道産	愛知県産	熊本県産	その他国産	計
買上数	7	9	31	3	50
疑義数	0	0	30	0	30
疑義割合	0%	0%	97%	0%	60%

※その他の国産は三重県産及び広島県産 (単位：点)

表2 科学的(DNA)分析調査取結果

●令和4年2月8日 熊本県知事が農林水産大臣へ要望

熊本県知事が、熊本県外において輸入品を熊本県産と偽って出荷している業者がいるので、農林水産大臣へ「外国産あさりの流通経路の実態調査」を要望した。

偽装原因

農林水産省の調査で昨年3ヵ月間の広域小売店での熊本県産のあさり推定販売数量が2,485トンなので、年間では単純計算で約10,000トンになる。しかし、令和2年の熊本県産の漁獲量が21トンであったので、99.8%は産地偽装となる。熊本県育ちのあさりの500倍が、北海道、四国の一部を除く都府県で熊本県産として偽装されて流通していたことになる。一部は熊本県内で畜養されていたとされるので、偽装原因として次の可能性が高いと考えられる。

- ①数十年前の栄華を追い求めた。
- ②漁業関係者、流通業者が大きく関わり、輸入品であることを認識して出荷した。
- ③熊本県外の業者が、輸入品を熊本県産と偽って出荷した。
- ④熊本県庁の水産関係の行政担当者も認識していた。反論できない大きな力があつたものと考えられる。

畜養：他の地域で漁獲・生産されたものを、出荷までの間飼育すること。なお、飼育期間が長い場所が生産地となる。

おわりに

40年ほど前、新潟魚沼産のコシヒカリが生産量の10倍流通しているとされたが、国内精米販売量の10%以下だったと記憶している。今回は国内広域小売店のあさりの約80%近くが産地偽装で、しかも外国産と推定されたので、「とんでもない」産地偽装事件であったと考える。

あさりに関わる一部の関係者が昔の栄華を求めた結果であるが、農水産物の「熊本ブランド」に大きな傷を付ける可能性が高いと考える。現実には、同じ貝類であるハマグリ的大量返品の報道があった。

なお、今回の事件はDNA検査が決定打で、解明された。

(本稿は2月末現在の情報を基に作成した。行政機関は元号を使用しているため、同様に元号を使用した。)



図 令和4年2月2日産経新聞

## アサリ産地偽装疑惑、3年前に情報把握 熊本県が陳謝「対応、不十分だった」

熊本日日新聞 | 2022年02月26日 08:00

輸入アサリを「熊本県産」と偽った産地偽装疑惑を巡り、熊本県は25日、アサリを県内の海にいったん入れる「蓄養」の期間が短いという情報を2019年に一部の漁協から得ていたことを明らかにした。詳しい調査を進めれば偽装問題をいち早く把握できた可能性があり、県は「産地偽装を根絶するという視点が十分でなかった」と陳謝した。

県は、県内のアサリ蓄養場が産地偽装に使われていたとした19年6月の一部報道を受け、蓄養場を保有する県北の3漁協を訪問調査。22年1月までに県南の1漁協を加えて計9回にわたり漁場の適正管理を指導した。



アサリの産地偽装疑惑について、これまでの県に対応について説明する竹内信義農林水産部長(右から2人目)＝25日、県庁

県によると、最初の漁協を指導した際、「アサリの蓄養は2週間から1カ月」「蓄養期間は11月から翌年5月」との回答を得た。食品表示基準では、成育期間の最も長い場所を原産地として表示する必要があるため「熊本県産」と表示するのが難しいケースだが、水産振興課はそれ以上踏み込んで調査しなかった。

一方、県の水産統計には15年以降、県産天然アサリの漁獲量を大きく上回る「熊本産」が大阪府内の卸売市場で流通していた記録があった。県の直近の調査で、取扱量のかい離は13年ごろから始まっており「偽装を根絶するという観点から、既存の統計データを読み取ることを行っていなかった」とした。

記者会見した竹内信義農林水産部長は「漁協への指導が漁場の適正管理の視点に偏っており、産地偽装を根絶する視点が不十分だった」と釈明。「対応を反省し、食品表示の適正化に取り組む関係部署と連携して偽装の根絶に取り組む」と述べた。(中尾有希)